

令和6年度における広川町の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和6年6月11日制定

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 定義

この方針に使用する用語は、障害者優先調達推進法の定めるところによる。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、広川町のすべての行政組織とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型又はB型）

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（次の①から③までの全てを満たすもの）

① 障がい者の雇用者数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、分野を限定せず、町が障がい者就労施設等から調達可能なものとする。

6 調達の目標

令和6年度の調達目標は、200万円以上とする。

7 調達の推進方法

(1) 障がい者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を、町の行政組織全体で共有することに努める。

(2) 物品等の調達が新たに生じたときは、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

(3) 障がい者就労施設等からの調達が可能な物品等については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号の規定による随意契約（※1）を積極的に活用する。

（※1 金額に関わらず、障がい者支援施設等との契約であれば、随意契約ができるもの。）

8 方針及び実績の公表

(1) この方針を策定したときは、町ホームページ等により、公表する。

(2) 調達実績は、会計年度終了後にその概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

9 方針の管理及び運営

この方針の担当窓口は、福祉課とする。